

一般社団法人千葉県産業資源循環協会女性部会会則

(目的)

第1条 部会員相互の情報交換及び融和、親睦を図り、研修等を通じて、自己啓発に努めるとともに、産業廃棄物の適正処理及び再資源化に関する知識と教養を高め、一般社団法人千葉県産業資源循環協会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 一般社団法人千葉県産業資源循環協会女性部会と称し、事務局は協会事務局内に置く。

(事業)

第3条 第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 産業廃棄物の適正処理及び再資源化に関する情報収集と調査研究
- 2 協会の事業活動（総会・研修会・講習会等）の分担
- 3 協会の振興に必要な建議、陳情、提言
- 4 部会員相互の親睦を図るための事業及び他団体女性部会との交流
- 5 その他、女性部会の目的を達成するため必要な事業

(資格)

第4条 部会員は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 本人の所属する企業が一般社団法人千葉県産業資源循環協会の正会員であり、会員企業の経営者又はその企業の推薦する幹部職員及び従業員であること。
- 2 部会員の人数は1社2名までとする。

(資格喪失)

第5条 部会員が次の各号に該当するときは、部会員の資格を喪失する。

- 1 部会員の所属する企業が、協会の会員資格を喪失したとき。
- 2 部会員が会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

(脱会)

第6条 部会員は、脱会30日前に書面に理由を付して本部会に提出することにより脱会することができる。ただし、既納の年会費は、これを返還しない。

(役員)

第7条 本部会に次の役員を置く。

- 1 部会長 1名
- 2 副部会長 若干名
- 3 幹事 若干名
- 4 顧問及び相談役を置くことができる。

(選任方法)

第8条 部会長、副部会長、幹事等は女性部会において選出し、協会の理事会に報告をする。

(任期)

- 第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

- 第10条 部会長は女性部会を統括し、部会を代表する。
- 2 副部会長は部会長を補佐し、部会長不在のときは、その職務を代理する。
 - 3 部会長は女性部会決定事項を速やかに協会の理事会に報告をする。

(活動費)

第11条 運営経費として、一人あたり年会費12,000円を徴収する。また、運営上活動費が必要な場合は、別途徴収することができる。

(事業年度)

第12条 本部会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(承認)

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮り部会長が別に定める。

附 則

1. この会則は、平成19年10月23日から施行する。

附 則（平成25年5月9日）

1. この会則は、平成25年5月9日から施行する。

附 則（平成30年4月2日）

1. この会則は、平成30年4月2日から施行する。

附 則（令和6年4月12日）

1. この会則は、令和6年4月12日から施行する。